議会の仕組み
（請願・陳情）

市議会では、市政について皆さんの要望や意見を、請願や陳情としてお受けしています。

請願・陳情の受理から審議、そしてその可否を決定するまでの流れは下記のようになります。

○請願には、市議会議員の紹介が必要です。
　議員の紹介がない場合は、陳情となります。
　◎受付は議会事務局（本庁舎４階）で行っています。
　◎定例会の開会４日前（ただし、土、日曜日、祝日を除く）の午後５時までに提出されたものは、その定例会で取り扱います。
　◎書式例は下記のとおりです。
　◎原則として請願と陳情は同じ取扱いとなります。
　◎本会議で採択したものは、市長や教育委員会などの執行機関に送り、その実現に努力するよう求めます。

【書式例】

○○○○に関する（を求める）請願書

請 願 者　住所
　　　　　氏名　　　　印
（紹介議員　住所
　　　　　氏名　　　　印）

陳情の場合は不要です。

請願趣旨　○○

請願事項　○○○○○○○○○○○○

年　月　日

新発田市議会議長　○○○○様

※陳情の場合は、上記書式の「請願」を「陳情」に置き換え、紹介議員の部分は削除してください。

請願・陳情の提出　**受付**

↓

議会運営委員会

↓

議会運営委員会で請願・陳情の取扱い及び付託先について話し合います。その結果を受け、本会議に提案されます。

本　会　議　**付託**

↓

各委員会に審査を付託します。

委　員　会　**審査**

↓

各委員会で個別に審査し、採択・不採択を決定します。
その後、委員長が審査結果を本会議で報告し、審議を経て最終的な採決を行います。

本　会　議　**審議・議決**

↓ 採択の場合に送付 → **執行機関**

↓ 採択・不採択の結果通知 → **請願・陳情者**